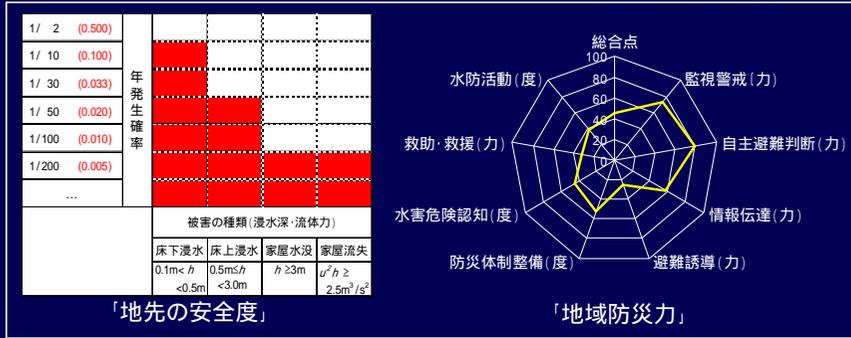


重点施策 情報の開示・共有

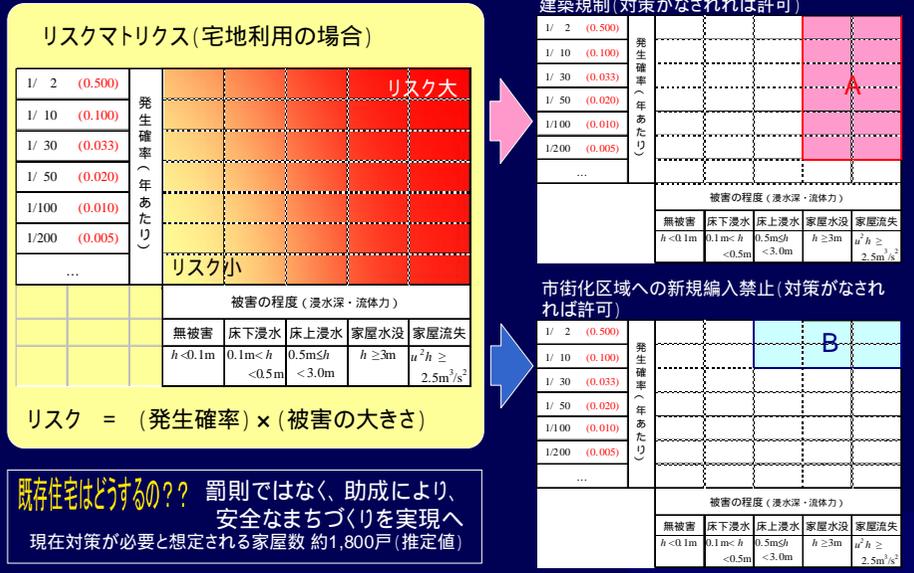
- 滋賀県HPで公開予定(2011年春) <http://www.pref.shiga.jp/>
- 県庁(河港課・流域治水政策室)、県土木事務所、市町村などで閲覧
- 見方・使い方を示したパンフレットを作成・配布
- 自治会ごとの「地先の安全度」を整理・配布
(自治会長アンケート結果(平成19年度実施)に基づく、「地域防災力」の評価結果も同時に再配布)

各自治会に配布する情報のイメージ



重点施策③ 土地利用・建築に関する法制度の活用

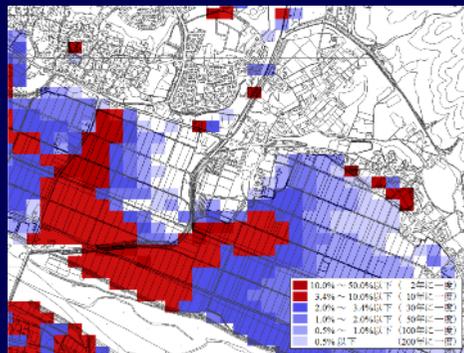
～安心してそこで暮らせるように～



重点施策③ 土地利用・建築に関する法制度の活用

～安心して、ここで暮らせるように - まちづくりでも治水～

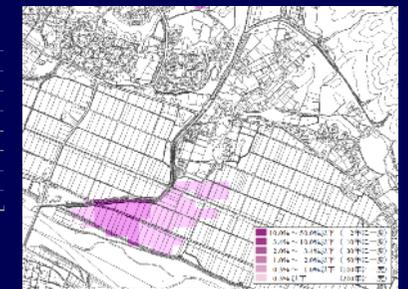
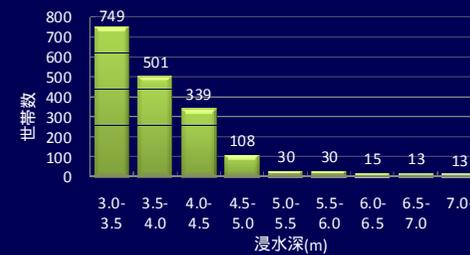
- 頻繁に床上浸水が生じるような場所で、積極的にまちをつくることは止めておく。
- 10年確率(時間雨量50mm相当)で浸水深が50cm(床上浸水程度)では、盛土などにより一定の対策が講じられなければ、原則として市街化区域に編入しない。



重点施策③ 土地利用・建築に関する法制度の活用

～安心して、ここで暮らせるように - 家づくりでも治水～

- 特に深く浸水する場所(200年確率で浸水深3m以上)、氾濫流の勢いが強い場所(200年確率で流体力 $2.5m^3/s^2$)では、建築物の耐久化を許可条件
 - 予想浸水面以上の高さで垂直避難できる空間を確保
 - 流失を防ぐため、木造の場合には布基礎、軸組を強化
- 既存建築物(約1,800件)には必要に応じ、助成による対策促進策を準備中



重点施策 及び

～ 水害に強い地域づくり計画、「地先の安全度」による効果検証・進捗点検～

重点施策 水害に強い地域づくり計画の策定・実施

- － 水害リスクのある箇所を含む地域においては、流域貯留対策、氾濫原減災対策や地域防災力向上対策について検討し、**実施計画(水害に強い地域づくり計画)**としてとりまとめ**着実な実施が図られるべき**

重点施策 「地先の安全度」を活用した氾濫原減災対策等の効果検証

- － 氾濫原減災対策等の計画段階で、「**地先の安全度**」を活用して**対策の減災効果を計量化し、施設設計や事業採択**に用いる。
- － 流域治水政策のアカウンタビリティを確保するため、**流域治水対策や流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設定・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化として、広く県民に開示すべきである。**

敵を知り、己を知る

新しい治水の姿を目指しましょう！

